

○明和町駅前プラザの設置及び管理に関する条例施行規則

平成29年1月16日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、明和町駅前プラザの設置及び管理に関する条例（平成28年明和町条例第26号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告物の掲示に係る申請)

第2条 条例第10条の規定により広告物の掲示の許可を受けようとする者は、明和町駅前プラザ広告物掲示申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、掲示する広告物の原稿等（見本）を添えて、指定管理者に申込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、広告物の掲示を開始する日の2月前から7日前までに、提出しなければならない。ただし、町が主催し、又は共催する事業による場合は、この限りでない。

3 広告物を掲示する期間は、6月を超えることができない。

(広告物の掲示の許可等)

第3条 指定管理者は、申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、掲示の許可をするときは明和町駅前プラザ広告物掲示許可書（様式第2号。以下「掲示許可書」という。）により、使用の許可をしないときは明和町駅前プラザ広告物掲示不許可通知書（様式第3号）により、当該申込者に通知する。

(広告物の掲示に係る料金の減額又は免除)

第4条 条例第12条の規定により使用料を減免し、又は免除することができる場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 町その他官公署が行政目的のために行う事業の広告物を掲示する場合 免除

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める場合減額  
又は免除

(原状回復の点検)

第5条 指定管理者は、条例第13条の規定により原状に回復したときは、町長の指定する職員の点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第6条 駅前プラザを利用する者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年1月23日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

明和町駅前プラザ広告物掲示申込書

年 月 日

(指定管理者)

宛

住所  
申請者  
氏名 印  
担当者  
連絡先

明和町駅前プラザ内における広告物の掲示の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

掲示の内容	
掲示の目的	
掲示の期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲示の責任者	住所 氏名 (電話 )
掲示に係る料金	円 (内訳1月あたり3,000円× 月× 区画数= 円)
その他	

備考

- 1 申請者が法人の場合には、「住所」の欄は主たる事務所又は事業所の所在地、「氏名」の欄は名称及び代表者の氏名、「担当者」の欄は所属及び氏名を記載する。
- 2 申請の種類欄の□は、該当事項をチェックする。
- 3 掲示の期間が1月に満たないときは1月とみなし、1月を超える掲示期間に端数があるときはこれを切り上げ1月とみなす。
- 4 掲示するポスターの見本を添付する。

様式第2号(第3条関係)

明和町駅前プラザ広告物掲示許可書

許可番号第 号  
年 月 日

様

(指定管理者)

印

年 月 日付けで申請のありました明和町駅前プラザ広告物掲示申込書については、次のとおり許可する。

掲 示 の 内 容	
掲 示 の 目 的	
掲 示 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料	円 (内訳1月あたり3,000円× 月× 区画数= 円)
許 可 条 件	
備 考	

様式第3号(第3条関係)

明和町駅前プラザ広告物掲示不許可通知書

年 月 日

様

(指定管理者)

印

年 月 日付けで申請のありました明和町駅前プラザ広告物掲示申込書については、次の理由により許可することができませんので通知します。

不許可の理由	
--------	--

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)